

# 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画の最終案について

資料 1

## ◎第1回部会以降の意見照会等の結果について

- ① 県民コメント 0件
- ② 特措法に基づく意見等 9件 (意見照会先:63市町村、28指定地方公共機関、3関係団体)
- ③ 統括庁の事前確認 4件

| 分野          | 意見  | 箇所                              | 対応        | 概要  |
|-------------|---|---------------------------------|-----------|---|
| 医療          | 人材育成は、感染を広げない、重症化させないという視点から、ケアに取り組む、一般病院や施設の医療従事者への教育こそ重要である。          | P.94<br>第3部第8章第1節<br>(2)1-3②    | 趣旨<br>反映済 | P.35 第3部第1章第1節(2)1-3⑤<br>「県は、新型インフルエンザ等に携わる医療従事者、ICNをはじめとした感染対策に従事する看護師、入院調整本部を担う医師等の専門人材、事務職員等の養成等を行う。」と記載済。<br><br>(意見箇所)<br>県等は、国や医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、人工呼吸器やECMO等を扱う医療人材、感染症専門人材の育成を推進する。 |
| 治療薬<br>・治療法 | 「県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄を含む備蓄量の把握を行う。」とあるが、卸売販売業者も含めて記載すること。 | P.110<br>第3部第9章第2節<br>(2)2-4①   | 修正        | P.110 第3部第9章第2節2-4①<br>「県は、抗インフルエンザウイルス薬について、国と連携し、製造販売業者による流通備蓄を含む備蓄量の把握を行うとともに、卸売販売業者の流通状況についても把握に努める。」と修正。   |
| 県民生活<br>・経済 | 政府行動計画と同様に、犯罪の予防・取締りについて、県警に協力を要請するなどの対応を検討すること。                        | P.150<br>第3部第13章第3節<br>(2)3-1-6 | 追記<br>修正  | P.150 第3部第13章第3節(2)3-1-6<br>犯罪の予防・取締り<br>「県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう、県警察に対し要請する。」と追記。   |